

山形沿岸海岸保全基本計画検討委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、「山形沿岸海岸保全基本計画検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

（目的）

第2条 委員会は、山形県沿岸の海岸保全区域及び一般公共海岸区域を対象に、海岸の保全に関する基本的な事項及び、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「山形沿岸海岸保全基本計画」について、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会は、計画の変更等必要に応じて山形県県土整備部長が設置する。

2 委員会の委員は、学識経験者・関係機関、関係団体の中から県土整備部長が委嘱し、別表1のとおりとする。

3 委員の任期は委員会設置年度末までとし、再任を妨げない。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長は委員会の承認を得て、委員以外の者を出席させることができる。

（運営等）

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。なお、学識経験者を除く関係機関・団体・組合の代表委員については、代理出席を認める。

3 委員会は公開とし、その方法は別に定める傍聴規定による。会議で用いた資料等についても同様に公開とする。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、山形県県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課に置く。

（その他）

第7条 この規約に定めのあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和7年9月22日から施行する。

令和 7 年度 山形沿岸海岸保全基本計画検討委員会 委員

氏 名	所 属 等	備 考
伊 田 美 紀	湯野浜の海に親しむ会 代表 (兼) 鶴岡市立湯野浜小学校 校長	
佐 藤 香奈子	NPO 法人 元気王国 理事長 (兼) 酒田港女みなと会議 理事	
谷 上 正 晃	国土交通省 酒田港湾事務所長	
徳 永 幸 之	宮城大学 事業構想学群 特任教授	学識経験者
中 村 亮 太	新潟大学 工学部 准教授	学識経験者
本 間 昭 志	山形県漁業協同組合 代表理事組合長	

委員：6 名 敬称略、5 0 音順